

予 算 審 査 特 別 委 員 会

平成30年3月15日（木曜日）

1. 開 会
1. 議案第35号の審査
1. 議案第36号の審査
1. 議案第37号の審査
1. 議案第38号の審査
1. 議案第39号の審査
1. 延会について
1. 延 会

午前10時開会

出席委員（13名）

竹中弘光君	佐々木敏雄君
佐々木みさ子君	稲葉定君
大友啓一君	只野順君
後藤洋一君	久勉君
杉浦謙一君	門田善則君
大泉治君	鈴木英雅君
遠藤稔雄君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼 参事	渡辺信明君	総務課 上席副参事	達曾部義美君
企画財政課 課長 補佐	木村治君	企画財政課 財政班 課長	森太秀君
まちづくり推進課長	小野伸二君	まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	熊谷健一君	町民生活課長	高橋由香子君
町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 総務管理課 参事 兼 課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君
町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君	農林振興課長	遠藤栄夫君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者兼 会計課長	佐々木健一君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 事務局 会長	瀬川晃君	教育委員会教育長	佐々木一彦君
教育総務課長 兼 給食センター所長	木村敬君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
------	-----	------	------

再 任 主 査

高 橋 正 幸

主

事

日 野 裕 哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○委員長（門田善則君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから予算審査特別委員会を開催します。

直ちに会議を開きます。



◎議案第35号の審査

○委員長（門田善則君） これより、議案第35号 平成30年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。税務課長から順次説明願ひます。

○税務課長（熊谷健一君） 皆さん、おはようございます。

歳入の国民健康保険税につきましてご説明いたします。

国民健康保険制度につきましては、ことしの4月から都道府県が財政の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担うという大改革が実施されます。今回はこれに伴い、世帯数、被保険者数、所得総額等の数値は県との調整を図ったものを使用して国民健康保険税を積算いたしました。また、税率につきましては、改正しないで据え置きとしているものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお開き願ひます。

歳入の1款国民健康保険税でございます。国民健康保険税総額は3億9,137万円となり、対前年度2,736万円、6.5%の減となります。世帯数、被保険者数の減少が影響しているものでございます。

次に、その内訳をご説明いたします。まず、1目一般被保険者国民健康保険税の1節医療費給付分現年課税分ですが、特別徴収分、普通徴収分、合わせて2億1,880万円となり、対前年度730万円、3.2%の減となります。

次に、1つ飛びまして、3節後期高齢者支援金分現年課税分ですが、特別徴収分、普通徴収分、合わせて1億590万円となり、対前年度420万円、3.8%の減となります。

次に、1つ飛びまして、5節介護納付金分現年課税分ですが3,480万円となり、対前年度270万円、7.2%の減となります。

次に、1つ飛びまして、2目退職被保険者等国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分ですが30万円となり、対前年度640万円の減となります。

次に、8ページ、9ページをお開き願ひます。

3節後期高齢者支援金分現年課税分ですが20万円となり、対前年度310万円の減となります。

次に、1つ飛びまして、5節介護納付金分現年課税分ですが20万円となり、対前年度260万円の減となります。

この退職者医療制度につきましては、平成26年度末で廃止されていますので、被保険者数は激減しているものでございます。

次に、各税目の滞納繰越分につきましては、過去の収入状況等を勘案し、計上いたしましたものでございます。

また、現年課税分の収納率につきましては、宮城県国民健康保険運営方針で設定している目標収納率を上回る

よう努力していきたいと考えております。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） おはようございます。よろしく願いいたします。

健康課からは、療養給付費などについて説明をいたします。

初めに、定例会資料2の14ページをお開き願います。

療養給付費等積算でございます。

下の表の世帯数、被保険者数の推移をごらんください。左から順に、平成28年度決算、平成29年度当初予算、決算見込み、平成30年度当初予算、それぞれ世帯数、被保険者数を一般被保険者、退職被保険者に分けて数字を載せております。

まず、平成30年度当初予算の被保険者数の見込みでございますが、一般被保険者数の平成30年度は、平成29年度決算見込みの被保険者数4,525人から5.5%減とし、4,277人と積算しております。退職被保険者は、平成29年度決算見込みの被保険者数80人から38%減とし、50人と積算しております。

次に、上の表の療養給付費等の積算につきましては、左から、平成29年度当初予算、平成29年度決算見込み、平成30年度当初予算、療養給付費、療養費、高額療養費を一般と退職被保険者に分けて数字を載せております。

平成30年度当初予算計上額は、原則として平成29年度決算見込みの1人当たりの給付費額に医療費の伸びを前年度比1.1%増と見込み、それに被保険者数を乗じてそれぞれ積算しております。

表の上のほうから順に、一般被保険者の療養給付費は、平成29年度決算見込みの1人当たりの給付費額が28万円ですので、これに医療費増加分10%を加算しまして30万8,000円と見込み、被保険者数4,277人を乗じて積算しております。一般被保険者の療養費、高額療養費も同様に計算しておりまして、1人当たりの給付費額をそれぞれ2,600円、4万7,000円とし、積算しております。退職被保険者につきましても、同様にそれぞれに率を加算し、療養給付費は44万4,000円、療養費は3,300円、高額療養費は10万8,000円と見込みまして、それぞれに被保険者数を乗じて積算しております。

これらの結果、表の一番下の欄になりますが、網かけしております療養給付費の一般・退職合わせた平成30年度当初予算を総額15億5,722万1,000円とし、対前年度3,597万4,000円の増とするものでございます。

先ほど税務課長からもお話ししましたが、その被保険者数、療養給付費等の積算につきましては、平成30年度から県単位化に伴いまして県と調整を図っているものでございます。

それでは、予算書の8ページ、9ページにお戻りください。

予算につきましても、制度改正、県単位化に伴い、款項目を変更している部分がございます。

それでは、3款国庫支出金2項国庫補助金から特定健康診審等負担金までですが、県に対して交付され、県から町へ交付される仕組みになることから、廃止となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

4款県支出金2項1目保険給付費等交付金ですが、新設された項目になります。1節普通交付金は、町が支払う保険給付費を賄うために交付されるもので、給付費に必要な費用は全額県が町に交付することとなり、15億2,792万5,000円を計上いたします。

2節特別交付金、①保険者努力支援交付金は、市町村ごとに保険者としての実績や取り組み状況を点数化し、

それに応じて県から交付される交付金で691万7,000円としております。②特別調整交付金ですが、現行の国の特別調整交付金の性質を引き継ぎまして、保健事業に係る交付金で1,400万円を計上いたしました。③の県繰入交付金ですが、現行の県調整交付金の2号交付金に該当するもので、医療費適正化や保健事業等の実績に応じて交付されるもので946万8,000円としております。④特定健康診査等負担金ですが、市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分が交付されるもので561万3,000円としております。

次の財政調整交付金から特定健康診査等負担金までは、1目保険給付費等交付金の新設により、国庫補助金同様廃止となっております。

次の5款財産収入でございますが、基金利子を前年度と同額で計上いたしております。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金ですが、対前年度136万1,000円の減としております。内訳としましては、1節保険基盤安定繰入金で104万1,000円、2節その他一般会計繰入金で101万2,000円、次のページ、3節助産費等繰入金で84万円、5節財政安定化支援事業繰入金で104万1,000円がそれぞれ減額となり、4節職員給与費等繰入金が246万8,000円、6節乳幼児医療費助成事業繰入金が7万8,000円の増額となっております。

次の2項基金繰入金につきましては、取り崩しなしといたしました。

次の7款繰越金ですが、対前年度1,000万円の減額としております。

8款諸収入ですが、1項1目一般被保険者延滞金については今年度の実績を踏まえ30万円を増額し、2目退職被保険者等延滞金につきましては前年度同額を計上しております。2項預金利子も前年度同額としております。

14ページ、15ページをお開きください。

3項1目第三者納付金は、前年度同額を計上しております。

次の前期高齢者交付金から共同事業交付金までは廃止とされるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。歳出に参ります。

1款総務費ですが、1項総務管理費から、次のページ、2項徴税费、3項運営協議費まで、それぞれ年間の事務経費を計上するものでございます。

次の2款保険給付費1項療養諸費につきましては、先ほど資料で説明しておりますので、金額については省略させていただきます。

20ページ、21ページをお開きください。

5目審査支払手数料につきましては、対前年度60万円の増額でございます。

3項葬祭諸費は、実績に基づき対前年度5件分、25万円の減額といたします。

4項高額療養諸費も、先ほど資料で説明をいたしております。

3目1、一般被保険者高額介護合算療養費、次のページ、退職被保険者等高額介護合算療養費、5項移送費につきましては、対前年度同額を計上いたしました。

6項1目出産育児一時金ですが、実績に基づき22人分を見込み、対前年度126万円の減としております。

24ページ、25ページをお開きください。

3款国民健康保険事業等納付金は、新設された項目になります。県は保険給付費等を推計しまして、その結果から県に配分される公費負担分を控除し、県の市町村全体に必要な納付金総額を算定します。その総額を被保険者数の割合や医療費水準、所得水準に応じ各市町村に案分し、納付を求める形となります。涌谷町の平成30年度

の納付金は4億7,452万3,000円となっております。納付金につきましては、一般被保険者分はこの額で確定となりますが、退職分につきましては、実際の保険料収納額と給付の状況などにより年度内に調整される見込みでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

4款共同事業拠出金は、退職者医療に係る拠出金で、1,000円を計上いたします。

6款保健事業費につきましては、被保険者の健康保持増進を図るための経費でございます。2項1目保健衛生普及費につきましては、健康推進員協議会に対する補助金で、各地区で開催する生活習慣病予防、介護予防など地域づくり事業の実施に対するものでございます。前年度、保健衛生給付費として計上いたしておりました医療費通知等の経費につきましては、保険者努力支援制度の創設により保健事業の枠組みの中で医療費適正化に取り組む観点から、次のページに新しく設定しました医療費適正化対策事業費として340万8,000円を計上しております。

3項1目健康管理センター事業費は、施設管理経費の案分でございます。

30ページ、31ページをお開きください。

2目歯科保健センター事業費ですが、歯科保健事業に係る経費で、対前年度16万3,000円の減となりました。

32ページ、33ページをお開きください。

3目特定健康診査等事業費ですが、40歳以上の特定健診、特定保健指導、20歳から39歳までの若年者健診、それから節目人間ドックなどの経費でございます。保険者努力支援制度などにも対応し、インセンティブ事業や重症化予防対策にも取り組むものとし、対前年度192万円の増額を計上いたしております。

34ページ、35ページをお開きください。

7款基金積立金ですが、繰越金の2分の1と基金利子分を積み立てるもので、積み立て後の平成30年度末基金残高見込み額は2億6,504万8,000円となるものでございます。

次の8款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては、合わせまして対前年度100万円増の310万1,000円を計上いたします。

36ページ、37ページをお開きください。

2項1目直営診療施設勘定繰出金ですが、国保病院で行う保健事業に対する繰出金で、特別調整交付金で歳入が見込まれるものでございます。前年度同額を計上いたします。

次に、9款予備費でございます。719万7,000円減額の280万3,000円で計上いたします。予備費につきましては、保険給付費の増加に伴う予算措置は不要となり、保険料収納不足が生じた場合は県で設置する財政安定化基金の活用が見込まれるため、予算計上は必要最小限の規模といたしております。額につきましては、納付金の1000分の5を目安とするものというふうにされております。

次に、後期高齢者支援金等から、次のページ、38、39ページの共同事業拠出金までは廃止となりました。

平成30年度から、新制度は保険給付に必要な費用は県から全額交付される仕組みに変わっております。町が納める納付金も年度途中に追加で徴収されるということもなく、収納不足や予期しない給付の増には財政安定化基金で対応することになります。こうしたことから、歳出については不安要素が少なくなったと考えられると思います。

予算編成に当たりましては、県との協議、調整が必要となり、お金の流れを含め町の国保会計は大きく変わりますが、町はこれまでどおり地域住民の方と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、きめ細かい事業を引き続き実施してまいります。税率につきましても、改正を行わず現行のままでいく予定でございます。

来年度以降も、県が提示する納付金を納めるために必要となる保険料は町が設定することになりますが、財政基金を活用した町独自の激変緩和なども考えながら、被保険者の皆様の負担に十分配慮した財政運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第36号の審査

○委員長（門田善則君） これより、議案第36号 平成30年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。税務課長から順次説明願います。

○税務課長（熊谷健一君） それでは、予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の1款後期高齢者医療保険料でございます。後期高齢者医療保険料総額は1億776万円となり、対前年度882万円、8.9%の増となります。平成29年度の実績から積算いたしましたものでございます。

次に、その内訳ですが、1目1節特別徴収保険料の現年度分は8,500万円となり、対前年度790万円の増。

次の2目普通徴収保険料の1節現年度分は2,240万円となり、対前年度95万円の増となります。

次に、2節滞納繰越分につきましては、過去の収入状況等を勘案し、計上いたしましたものでございます。収納につきましては、今後も滞納額縮減に努力していきたいと考えております。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 3款繰入金1節保険基盤安定繰入金と2節その他一般会計繰入

金ですが、それぞれ一般会計からの繰り入れを計上するものでございます。

次に4款繰越金、次の8ページ、9ページをお開きいただいて、5款諸収入につきましては、それぞれ科目設定でございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費ですが、郵送料など年間の事務経費を計上いたしております。

2項2目徴収費におきましては、制度見直し対応の改修など電算システム更新のため、対前年度127万9,000円の増額としております。

12ページ、13ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険基盤安定繰入金と保険料に相当する額を広域連合に納付するものでございます。平成30年度予算では、事務処理の明確化のため、保険料納付金分を区分いたしております。対前年度1,044万9,000円の増につきましては、医療費の増加見込みによるものでございます。

次の3款諸支出金、次の14ページ、15ページ、4款予備費につきましては、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号 平成30年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成30年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第37号の審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第37号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。税務課長から順次説明願います。

○税務課長（熊谷健一君） それでは、歳入の介護保険料につきましてご説明いたします。

初めに、第7期介護保険事業計画策定に伴う保険料率改定の条例を可決いただきましたが、今回の予算につきましては、改定前の第6期保険料率で積算いたしました。増額分につきましては、今後の補正で対応させていただきます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の1款保険料でございます。介護保険料総額は3億5,110万円となり、対前年度2,930万円、9.1%の増となります。平成29年度の実績から積算いたしましたものでございます。

次に、その内訳ですが、1節特別徴収保険料の現年度分は3億1,480万円となり、対前年度1,680万円の増、次の2節普通徴収保険料の現年度分は3,490万円となり、対前年度1,220万円の増となります。次に、滞納繰越分につきましては、過去の収入状況等を勘案し、計上いたしましたものでございます。収納につきましては、今後も滞納額縮減に努力していきたいと考えております。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 平成30年度当初予算につきましては、先ほど税務課長から話しありましたように、第7期の介護保険事業計画、それと実績を考慮しながら、介護サービス料、介護給付費等を見込んでおります。標準給付費の国・県・市町村等の負担割合については、制度改正により変更される部分もございまして、適宜、改正後の割合も取り入れながら算定、計上しております。

3款国庫支出金1項1目介護給付費等負担金ですが、交付割合は施設分は給付費の15%、居宅分は給付費の20%で計上しております。

次の2項国庫補助金1目調整交付金ですが、交付割合は総給付費の7.14%で計上しております。これは宮城県から示された率を用いて計上したものでございます。調整交付金の交付割合については、介護保険条例の一部改正条例提案のときにご質問いただきました。介護保険料算出の際は6%台で計算してございまして、平成30年度の率を6.85%と計算したところでございます。6期の計画で7%から8%だったものが、7期の計画では6%台となるということでございますが、こちらにつきましては制度改正によりまして、調整交付金の算定に使う後期高齢者加入割合係数の年齢区分が2区分から3区分に細分化され、そういった改正に伴いまして涌谷町の率は6%台に下がる見込みとなったものでございます。当初予算編成に当たりましては、県から通知されました先ほどの7%の率で計上いたしてございまして、確定次第、補正対応することを予定するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

2目地域支援事業交付金ですが、交付割合は1節介護予防・日常生活支援総合事業分が事業費の25%、2節その他地域支援事業分で事業費の38.5%で計上しております。

3目3節介護保険システム改修事業補助金につきましては、制度改正に対応するシステム改修に伴うものでございます。

次の4款県支出金1項1目介護給付費等負担金ですが、交付割合は施設分は給付費の17.5%、居宅分は12.5%で計上しております。

次の2項県補助金1目地域支援事業交付金ですが、交付割合は1節は事業費の12.5%、2節は事業費の19.25%で計上しております。

次の3項委託金ですが、前年度同額で計上しております。

10ページ、11ページをお開きください。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金ですが、交付割合は給付費の27%を計上しております。これは40歳から64歳までの2号被保険者の方が、国保や被用者保険に介護分として納めた保険料が交付されるものでござ

ございます。

次の2目地域支援事業支援交付金ですが、介護予防事業分を交付されるもので、事業費の27%で計上しております。こちらも2号被保険者の方の納めた保険料が交付されるものでございます。

次に、7款繰入金1項1目介護給付費繰入金ですが、交付割合は給付費の12.5%を見込んでおります。これは町の公費負担分となるものでございます。

次の2目地域支援事業繰入金につきましては、交付割合は、①介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金が事業費の12.5%、②その他地域支援事業費繰入金で事業費の19.25%を計上しております。

次の3目その他一般会計繰入金ですが、職員給与費等と事務経費の繰り入れでございます。

次の4目低所得者保険料軽減繰入金ですが、保険料第1段階の方の保険料軽減分を繰り入れするものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

2項基金繰入金ですが、財源の不足分について取り崩しをするものでございます。繰り入れ後の平成30年度末の基金残高見込み額は6,140万7,000円でございます。

8款は、前年度繰越金でございます。

次に、9款諸収入3項介護予防支援サービス収入ですが、介護予防等ケアプランの作成収入などでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

5項雑入、長寿社会づくりソフト事業費交付金につきましては、認知症リスク調査事業等に係るものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。歳出に参ります。

1款総務費ですが、1項総務管理費から、次の18ページ、19ページ、2項徴税费、3項介護認定審査会費、次の20ページ、21ページ、4項介護認定調査費まで、それぞれ年間の事務経費等を計上しております。

次の2款保険給付費ですが、1項介護サービス等諸費から、次の22ページ、23ページ、2項介護予防サービス等諸費、3項その他諸費、4項高額介護サービス等費まで、第7期介護保険事業計画及び平成29年度の実績見込みに基づき算定、計上しております。

24ページ、25ページをお開きください。

4款基金積立金ですが、科目設定でございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 同じく、24ページ、25ページ、5款地域支援事業費になります。

1項1目2の介護予防・生活支援サービス事業費2,504万3,000円ですが、前年対比2,214万5,000円の増ですが、介護予防サービス給付費から総合事業への移行による増額を見込んでおります。

2目2の介護予防ケアマネジメント事業費386万4,000円、前年対比309万円の増ですが、これも同じく介護予防サービス給付費から総合事業への移行に伴うケアマネジメント業務の委託料の増額を見込んでおります。

次の26ページ、27ページをお開きください。

2項1目2の一般介護予防事業508万8,000円は、脳力アップ倶楽部等の委託料や運動広場等の講師派遣委託料等、介護予防事業の実施のための経費になります。

次の3項1目2の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業736万1,000円、これは介護予防支援業務の委託料等が主なものです。前年対比としまして203万6,000円の減となっておりますが、これは次のページ、13節の委託料の介護予防支援事業委託料で、介護予防サービス給付費から総合事業への委託に伴う介護予防支援業務の委託料の減額を見込んでおります。

28ページ、29ページになりますが、2目、細目2認知症総合支援事業費20万5,000円は、認知症カフェなどの開催経費等を計上していますが、啓発用のポケットティッシュをチラシに変更にするなど、事務消耗品などの見直しによる減額を行っております。

3目、細目2在宅医療・介護連携推進事業費6万3,000円は、在宅医療・介護連携のための推進会議の開催経費を計上しております。こちらも事務消耗品などの見直しによる減額を行っております。

4目、細目2生活支援体制整備事業費800万円につきましては、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置運営に係る委託料です。

30ページ、31ページをお開きください。

6目、細目2総合相談事業費159万8,000円は、地域包括支援センターの相談業務に係る運営費になりますが、包括支援システムの使用料等が主なものになります。

7目、細目2任意事業費1,391万円につきましては、成年後見制度及び配食サービスに係る経費並びに認知症リスク調査事業で東北大学への委託料を計上しております。前年度の認知症リスク調査で軽度認知機能障害以上と判定された64人の高齢者宅をフォローアップ訪問し、認知症への進行防止や生活習慣病の重症化を防止するものです。今回も後期高齢者医療広域連合の助成事業の活用を予定しております。

4項1目審査支払手数料8万1,000円は、国保連合会への介護審査手数料になります。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 32ページ、33ページをお開きください。

6款諸支出金の1目第1号被保険者保険料還付金については、実績見込みなどから対前年度20万円の増額で計上しております。

7款予備費につきましては、対前年度同額で計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 認知症ですね、後期高齢者の制度を活用してやったということで、常任委員会のときも話は伺ったんですけども、ただ結果全てでなかったもので、その後わかって数字に変更あれば、その辺どうなったのかなと。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶に残っている部分ですが、軽度機能障害と認知症と判定された方が、先ほど言ったとおり64人でした。そのほかに脳梗塞が見つかった方が68人おりました。そういった方に今後、間もなくなんですけど、結果通知を発送する予定でおります。その結果通知を発送する際には、医師会にも事前にご連絡をしております、主治医との連携を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（門田善則君） 8番。

○8番（久 勉君） いや、さきの常任委員会的时候には、まだ結果全部わかっていなくて、途中とたしか、何月何日現在だったかちょっと忘れちゃったけれども、その後……、まあ、資料持ってきていないというからこれ以上聞いてもわからないかもしれない。また後で、では保留にしておいていただけませんか。大丈夫ですか。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 今言った数字は、確定の数値です。（「確定」の声あり）はい。64人に見つかりましたということ、100人中。（「100人中」の声あり）はい。（「64と68」の声あり）はい。

○委員長（門田善則君） 8番。

○8番（久 勉君） 100人のうち64人が認知症、ひどくなくても軽度から、重度まであるかはどうかわかりませんが、64人の方と、それから脳梗塞で68人という。かなり高い確率で見ついているということは、やはり高齢者になればこういったのは当然誰がなってもおかしくないという病気というんですかね、そういうことですので今後ともぜひこの制度を活用して、何か次年度はそれのフォローのことで健診のほうは行わないということだったんですけども、計画的にやはり、次年度その健診が無理であれば、この人たちのフォローの事業を行うということですので、その後のこともですね。町長、やっぱりこういう高い確率で見つかるということは、みんなこういうのを持っているということですから、この数字から。

これは、後期高齢者でやっていることですから、そうするとその以前にも、若くともこういうのになる可能性というのは多分高い確率であると思いますので、そういったことの予防というんですかね、そういったことも、さっきのやつではこの認知症対策ということではやっているようなんですけれども、やはり力を入れていくべき事業でないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 8番委員のおっしゃるとおりだと思います。それで、今年度の医療福祉センターの重点施策のほうにも認知症対策ということで取り上げておまして、今回の結果も大変重く受けとめております。今後、早期に発見できるシステムを東北大学と、もっと簡便な方法で把握できる方法を考えていきたいと思いますということで、今後も東北大学と協力していく予定でおります。

○委員長（門田善則君） いいですか。ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 給付費について、第7期の保険事業計画を立てられたのと、予算で制度改正もあったからという説明がありましたけれども、かなり差があるような気がするんですが。特にこのように差がついているというか、額的に何か平成30年度分がかなり給付費額が違うような気がするんですけども、心当たりというか原因がわかれば教えていただきたいのと、それから31ページの任意事業費の委託料、配食サービスの委託料ですけども、30人分と聞いたと思うんですが、これは毎年30人分を予算措置しているような気がするんですけども、その後の要望というかそういう人たちがふえないのか、それとも設備的に無理なのか、ちょっとその辺、ずっと定数になっちゃっているような気がするんですが、教えていただければと思います。30人分のその原因というか。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） お答えします。給付費の件ということで、7期の計画でいって

いるものと乖離というか差があるのではないかというお話ですが、介護保険事業計画の金額をそのまま使って算定するというのもあるかと思いますが、平成29年度の実績なども踏まえまして、予算編成に当たりましては若干、膨らませたというのもあるんですけども、安全な金額ということで、必ずしも計画に乗せている数字とイコールとすることにはならなかったのですが、実績見込みにより当初予算は編成しているという状況でございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 配食サービスの件でございますが、30人と申しましたのは現在実績で行っておる人数でございますが、契約上は35人まで見込んでおります。そのほかに配食ボランティア等の確保ができれば、50人ぐらいまではこの金額の中でも対応可能と考えております。

○委員長（門田善則君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 給付費に結びつくのは、あと保険料も関係するので、ちょっとその辺の違いがあんまり出ていかげなものかなと思ったもので質問をさせていただいたわけです。

それから、これはどこにというか、その給付費ですね。居宅介護サービス費等の給付費で1本になっているんですけども、これは中身を見ると居宅と施設があると思うんですけども、この辺は分けてもう予算措置すべき時期ではないのかなと思いますけれども、その辺可能であるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、配食なんですけれども、これは希望者というか、特に出ているわけでもないんでしょうかね。こういう配食をしていますよということを知らない人たちも結構いるのかなという思いもあるんですけども、その辺の町民宛てのサービスは広報とかそんな感じでしているんだろうと思うんですが、何かひとり暮らしの方々が増加傾向にある中で結構需要があるんじゃないのかなと思うんですが、その辺を教えてくださいと思います。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 保険料算定の際というお話でございますが、給付費、介護保険事業計画の中では3カ年の事業費ということで計算しております。そこで捉えている給付費の試算、それを基本というか、基づきまして当初予算のほうは編成しているということで、保険料についてはそのような計算をして、当初予算編成については若干安全の部分もあって実績も踏まえてということで、編成のタイミングと計画づくりのタイミング、ちょっと差があったので全くのイコールにはできなかつたところですが、なお平成30年度の予算執行に当たっては整理していけたらなというふうに考えております。

それから、予算の計上の仕方、分けるということに関しましては、今後検討していきたいと考えております。終わります。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 配食サービスのPRについては、広報等では行っておりません。包括支援センターに相談に来た場合に、必要な方に対して紹介をしております。そのほかに、ケアマネジャーさんですとか民生委員さん方から相談があった場合は、そういった方にこの事業を紹介しているということになっております。

○委員長（門田善則君） いいですか。ほかに。4番。

○4番（稲葉 定君） 同31ページなんですけれども、成年後見人についてなんですけど、どのようなケースを想定

されて成年後見人制度の事業を行うのでしょうか。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 成年後見報酬助成金については、成年後見を申し立てした場合に、その後見人に社会福祉士であったり弁護士がつくわけなんです、その方に報酬を、自己負担で本来は月額幾らという形で支払う必要が出てくるんですが、生活困窮でそれが支払えないという方に対して、町でその報酬分を助成するものでございます。

○委員長（門田善則君） 4番。

○4番（稲葉 定君） これは、財源は恐らく国県からも出ているのかなという気がするんですけども、出ていないのでしょうか。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 補助事業を活用しております。

○委員長（門田善則君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 介護を受けている方が不利益にならないように、そういった事業を展開して、これからもぜひ不利益にならないように続けていってほしいと思います。以上です。

○委員長（門田善則君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（門田善則君） 起立全員であります。よって、議案第37号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩します。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（門田善則君） 再開します。



◎議案第38号の審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第38号 平成30年度涌谷町水道事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第38号 平成30年度涌谷町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量、第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出の内容につきましては、後ほど実施計画説明書及び議会資料等により説明させていただきます。

予算書、2ページをお開きください。

第5条企業債でございます。追戸中継ポンプ場更新工事として4,000万円を借り入れするものでございます。

第6条は経費の金額の流用を定めたものです。

第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費については3,197万3,000円を計上しております。

第8条たな卸資産購入限度額は162万3,000円とするものです。

なお、水道事業会計の予算の詳細につきましては、予算の実施計画説明書が22ページから33ページにございますが、議会資料2でもって説明いたしますのであわせてごらん願います。なお、今年度から会計システムを新しくしたことにより、節コード等が変更になっておりますのでご注意願います。

恐れ入りますが、資料2、15ページをお開きください。

初めに、左側の表、1の業務量等でございます。給水戸数については、前年度同数の6,000戸を見込み、年間予定給水量では人口の減少と近年の使用料の減少を踏まえ、前年度比10万4,000トン減の119万6,000トンを見込んでおります。有収率ですが、前年度実績0.2%増の84.7%を見込んでおります。これにつきましては、平成28年度の実績、さらには平成29年度現在までの実績見込みを勘案したほか、漏水修繕や老朽管更新等の効果を見込み設定いたしましたものでございます。

2の主な工事でございます。議会資料1、ページ64にも記載しておりますので、ごらんになっていただきます。

なお、本町・新町地内の老朽管更新工事は、平成29年度で完了となったことをご報告させていただきます。今年度からも施設老朽化に備えた各種施設を計画的に更新していく予定でございます。

初めに、小塚字追戸地内にある中継ポンプ場更新工事は、昭和45年から使用している施設が老朽化し、ポンプ能力が落ちたこと及び基幹施設の耐震化を目的に平成30年度内に機械設備を更新し、稼働させた上で旧施設の撤去まで行う予定です。ステンレス製の50トンの容量を持つ水槽を備え、第2配水池へくみ上げる能力を有します。事業費につきましては1億3,000万円を計上しております。

その他配水管等改良事業としまして、中継ポンプ場工事関連の中野一地内の送水管布設がえ、企業立地推進室からの受託工事と同時施工となる小里守地内の配水管布設、昨年度からの継続事業で桜町裏地内の配水管布設がえと岸ヶ森西地内配水管布設がえ、今年度事業として北田地内水管橋布設がえと第3配水池送水管ポンプの交換及び福沢浄水場の水位計更新等、これらの工事用並びに設計委託料として5,080万円を計上しております。合わせまして、事業費は1億8,080万円の工事費となっております。

3、収益的収支及び支出、収益的収支ですが、水道事業収益で前年度比1,228万3,000円増の4億4,021万5,000円、水道事業費用で前年度比516万3,000円増の4億2,375万2,000円を見込んでおります。

初めに、収入につきましては、給水収益をこれまでの実績を考慮し、実情に基づいた収益予測を行ったことによる増、小里守地内の給水工事及び成沢地内の配水管移設工事の受託工事収益による増額、事業内容により消費税の還付を見込んだことから増額となったものでございます。

一方、支出における増減については、原水及び浄水費の減につきましては、配水量の減量見込みに伴い、大崎広域水道の受水料金が減額となったためです。

配水及び給水費の増額については、福沢浄水場第1配水池の耐震診断を行う委託料1,200万円を計上いたしました。また、その他の委託料はほぼ前年どおりを計上しております。また、水道メーター修繕戸数は減となっております。合計、総額として896万円の増額となったものでございます。

受託工事費につきましては、先ほどのとおりでございます。

総係費につきましては、職員人件費は増額となりましたが、会計システムの購入と電算システム賃貸料がなくなったことから、総額として708万7,000円の減額となっております。

減価償却費につきましては、平成29年度取得分の増でございます。

営業外費用については、支払利息が減となり、また消費税等の納付は発生しない見込みで、総額で290万円の減額となります。

この結果、平成30年度は1,646万3,000円の収益が見込まれ、年度末決算には711万9,000円の当年度純利益となる見込みでございます。

右側の表に移ります。4、資本的収支でございます。

主な収入につきましては、追戸中継ポンプ場更新工事にかかわる企業債4,000万円と工事負担金で合計4,194万4,000円を見込むもので、前年度比550万円の増額となっております。

支出については、総額2億2,056万3,000円となり、前年度比7,427万1,000円の増額です。

内訳ですが、建設改良費の2目工事費について、主な工事で説明したもののほか、執行にかかわる経費等を合わせて1億8,092万5,000円を計上しております。

固定資産購入費につきましては、今年度中に使用期限満了となる量水器40個の購入にかかわる費用でございます。

また、企業債償還金については、前年度比197万4,000円増の3,946万3,000円を見込むものです。

資本的収支は1億7,861万9,000円の赤字でございますが、補填財源として当年度消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金を充当する予定です。

なお、水道会計の事業概要につきましては、主な事業概要の64ページに記載しておりますのでご参照願います。今年度の事業は、老朽化したポンプ施設の更新が主なものでございますが、福沢にある重要配水施設であります第1配水池の耐震診断を行って耐震化を進めていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 常任委員会のときによく聞いていなかったのかなと思って、今書類見ていたんですけど

も、課長、給水戸数が6,000戸、6,000戸で同じですね。（「はい」の声あり）それで、受水量で10万5,000立米減で、年間給水予定量でも10万4,000立米の減、それが収益的収入のほうにについては、給水収益では220万円の増で、支出のほうでは原水及び浄水では149万9,000円の減、ところが給水のほうでは、配水及び給水費では896万円の増というね。何か業務の給水戸数が変わらなくて、予定給水量が減っているのに収益では上がって、そして支出のほうでは原水及び浄水では減なんだけれども、配水及び給水のほうではふえるという、何か、何でこうなるのというのがちょっと読み取れないんですけども。

○委員長（門田善則君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 委員のご指摘の部分なんですけど、まず給水戸数につきましては、人口減少等といった実情を勘案しまして、今年度につきましては昨年と同数を見込んでおります。

それから、給水量が減になっているのというような形なんですけど、こちらにつきましては委員ご案内のように、料金のほうには基本料金と、それから使用料に準じた料金のほうが、2つの料金がございます。それで、涌谷町の人口の減少状況は、人口は減少しているんですが世帯数はふえているような状況でございます。このため、基本料金のほうにつきましては収入のほうが上がっている状態、そして使用料については人口が減っておりますので減っているような状態、そういったちょっとアンバランスな状態になっております。それを、実情を勘案しながら今回の予算編成という形になったものでございます。実際に戸数につきましてはふえております。

それから、あともう一つなんですけど、収益に対します未払い等の欠損率、通常はそれの100%を見込んでいきますとなかなか経営的にはそごが出やすいということですので、そのパーセンテージの見直しを昨年よりもちょっと若干シビアに行わせていただいております。実際に職員の頑張りがありまして、未収金等も昨年に比べますとだんだん減ってきておりますので、そういったところから収益の増が見込めるというような形で今回予算編成を行ったものでございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 8番。

○8番（久 勉君） 何か説明がつじつま合わないんだよ。だったら、給水戸数がふえなきゃおかしいべや。違うの。だって、わかるよ、基本料金があって、そして従量料金があるというのは。だから、基本料金というのは給水戸数がふえれば基本料金が上がっていく。そうしたら、この給水戸数がふえなければ、結局、予定給水量は減っているんだから、収益のほうで上がるという理由は、この数字から見て成り立たないんじゃないんですか。

それから、費用のほうにしても、原水及び浄水下がっているのに、給水量も減っているのに、配水及び給水費で費用がふえるという理由も、今の説明だけではわかりにくいんだけども。

○委員長（門田善則君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） まず、収益の部分、戸数が変わらないのというような部分でございますが、ご案内のように涌谷町のほうは、先ほど申し上げましたように人口は減っていて給水戸数はふえていると。それは平成29年度がそういった状態になっておりまして、今年度についてはその辺が、ちょっとどのように読んだらいものかなかなか難しいところがございます、昨年度の実績に合わせまして今回計上しております。ですから、平成28年度末と29年度末では戸数的にふえた部分がございますので、平成29年度当初に比べて30年度はふえた予算になっているということでございます。

それから、費用の関係ですけれども、戸数等が減っているのに費用がふえているというところでございますが、

今回この部分につきましては、先ほどちょっと申し上げたように収益的収入のほうに福沢浄水場の耐震診断の委託料が入っております。これが結構大きい金額でございまして、この部分で多分逆転しているような形になるのかなというふうに思っております。終わります。

○委員長（門田善則君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第38号 平成30年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（門田善則君） 起立全員であります。よって、議案第38号 平成30年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第39号の審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第39号 平成30年度涌谷町下水道事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第39号 平成30年度涌谷町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

町長の施政方針の中にもあったとおり、当会計は4月1日から、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合し、地方公営企業法の一部適用を受けた涌谷町下水道事業会計としてスタートいたします。

予算書、1ページをお開きください。

第2条業務の予定量、第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出の内容につきましては、後ほど実施計画説明書及び議会資料により説明させていただきます。

なお、今年度の収益的収支と資本的収支を合わせて、予算総額は収入で7億4,222万円、支出で8億7,633万円になります。昨年度当初の公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の合計額6億3,323万6,000円と比較しますと、収入で1億898万4,000円、支出で2億4,309万4,000円の増額となります。これは会計方式の違いから来るもので、普通会計では予算に計上されない長期前受金戻入益と減価償却が計上されるためでございます。

予算書2ページをお開きください。

第4条の2特例的収入及び支出ですが、特別会計から地方公営企業会計への移行に伴う単年度限りの条項で、未払金・未収金の債権及び債務の額を示すものでございます。なお、未収金につきましては、公共下水道で7,340万円、農集排では546万9,000円を見込んでおります。未払金につきましては、公共下水道で5,980万円、農

集排で900万円を見込んでおります。

第5条債務負担行為ですが、水洗便所等改造資金融資あっせんにかかわる利子補給、損失補償にかかわる債務負担行為でございます。

第6条企業債ですが、事業の財源とするため、起債借入れを行うものです。内訳といたしまして、公共下水道事業債、これは汚水分450万円、雨水分2,000万円、特別措置分1,510万円、資本費平準化債、公共下水道分2,000万円、農業集落排水施設分1,000万円、合計いたしまして6,960万円の借り入れとなります。

第7条は一時借入金の限度額を定めるもので、2,000万円を限度額とするものです。

第8条は経費の金額の流用を定めたものでございます。

第9条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費について2,522万円を計上しております。

第10条は他会計からの補助金額で、2億9,215万7,000円を計上しております。内訳につきましては、収益的収入の1款2項営業外収益2目の他会計補助金に当たるものです。

なお、下水道事業会計の予算の詳細につきましては、会議資料2の16ページ、17ページをもって説明させていただきます。なお、今年度から会計システムを新しくしたことによりまして、節コードが変更になっておりますこと、それから公共下水道の汚水、雨水と農業集落排水事業を統合しましたが、事業内容をわかりやすくするために、目のほかに事業目というものを設けまして分別しております。

恐れ入りますが、資料2の16ページをお開きください。

初めに、左側の表、1の業務量等でございます。下水道事業の汚水処理区域面積は276ヘクタールで、昨年度から変わりはありません。処理人口は新規接続等によりまして150人の増を見込んでおります。年間処理量につきましては4,000トンの増、1日平均で約11トンの増となる見込みでございます。また、料金の収納率は95%となる見込みでございます。水洗化率は69.6%と、2.2%の増加を見込んでおります。

続きまして、公共下水道の雨水事業ですが、現在事業を実施しております処理区域面積は平成29年度末で68.4ヘクタール、平成30年度末では70.1ヘクタールと、1.7ヘクタールの増加予定でございます。排水路延長は平成29年度末と比べ80メートル増の420.5メートルとなる見込みでございます。

農業集落排水事業は、処理人口で昨年度比20人増の1,350人を見込んでおります。年間処理水量は昨年度比1,000トン増の9万8,000トンを見込んでおります。収納率は99.0%を見込んでおります。水洗化率は0.1%増の55.3%を見込んでおります。

次に、主な工事でございます。会議資料の1、ページ、65、67にも記載しておりますのでごらんいただきます。

まず、公共下水道の汚水分につきましては、3条予算で涌谷浄化センターと各マンホールポンプ場の更新や長寿命化を図るため、ストックマネジメント実施計画を策定いたします。また、平成29年度の全体計画の見直しを行っておりますので、それにあわせまして事業計画の変更を委託するため、合計で2,350万円を計上しております。これらは補助対象事業となります。

4条予算では、公共ますの設置と私道対策分の污水管渠工事、舗装復旧工事を見込んで500万円を計上しております。これは起債事業として実施いたしますものです。

公共下水道事業の雨水分でございますが、4条予算で昨年度に引き続きましてアルプス電気涌谷工場前の排水

路整備を実施いたします。施工延長は80メートルの予定で事業費は4,020万円で、これも補助事業でございます。

農業集落排水事業は、3条予算で最適整備構想を策定いたします。これは、農業集落排水施設の老朽化を見込み、今後の施設適正規模や更新時期等の検討を行うもので、事業費は590万8,000円を計上しておりまして、うち400万円が補助事業の対象となっております。なお、補助率は10分の10でございます。

3、収益的収支です。右上の表となります。全体の収益的収支については、年度末見込みで5,660万8,000円の黒字を見込んでおります。右側の内訳は各事業ごとの収支でございます。

資料17ページをお開きください。予算の内訳でございます。

収益的収入、下水道事業収益は、営業費用と営業外費用に区別され、さらに各目に分けてセグメント化しております。これをさらに事業ごとに分けてお示ししております。それによりまして、事業によっては予算額がゼロの部分も出てまいります。なお、長期前受金戻入益は、これまで特別会計にはなかった項目で、これまでの補助金を分割して毎年度ごとに利益として組み入れるものでございます。

収益的支出、下水道事業費用は、営業費用、営業外費用、予備費に区分され、収入同様各目に分けてセグメント化しております。営業費用は1目から9目まででございますが、減価償却費につきましても、これまで特別会計になかった項目でございます。

資料の16ページにお戻りください。4の資本的収支でございます。収支は1億9,071万8,000円の赤字となっております。不足する財源につきましては、補填財源として下の表にあります当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、それから引継現金、当年度損益勘定留保資金を充てるものでございます。

内訳をご説明申し上げます。資料17ページをもう一度お開きください。

資本的収入でございます。収入の内訳として、企業債、他会計出資金、国庫補助金、負担金が財源となっておりますが、各事業ごとに分類いたしますと右のとおりとなっております。ごらんいただきます。

資本的支出については、建設改良費、企業債償還金、予備費となっております。各事業ごとの予算額は右側のとおりとなっております。

なお、下水道事業の事業概要につきましては、議会資料1の主な事業概要の65ページから67ページに記載しておりますので、ごらんいただきます。

それでは、予算書22ページ、23ページをお開きください。

予算の実施計画説明書について、内訳を説明いたします。

1款1項の営業収益1目下水道使用料ですが、公共下水道で8,598万1,000円を、農業集落排水事業で1,552万3,000円を見込むものです。

3目他会計負担金ですが、公共雨水として雨水処理にかかわる費用1,009万4,000円を計上しております。

6目国庫補助金ですが、公共汚水として社会資本整備総合交付金1,175万円を、農集排として農業農村地域整備交付金400万円を見込むものでございます。

2項営業外収益2目他会計補助金で、公共汚水として1億8,747万2,000円を、農集排として1億468万5,000円を見込むものでございます。

5目の長期前受金戻入は、過年度の補助金ということでございまして、公共汚水で9,406万円、公共雨水で216万2,000円、農集排で5,929万4,000円の合計1億5,551万6,000円を計上しております。

24ページ、25ページをお開きください。

2款の下水道事業費用でございます。1目管きょ費の公共汚水については、管路の修繕やマンホールポンプの維持管理費用1,051万2,000円を計上しております。農集排につきましても同様の内容で、951万円を計上しております。

2目ポンプ場費については、公共雨水のポンプ場として、新下町浦の調整池と佐平治揚水機場脇のポンプ場の維持管理費用197万8,000円を計上しております。

3目処理場費については、公共汚水として涌谷浄化センターの維持管理費用等5,985万2,000円を、農集排として籠岳中央と上郡の処理場の維持管理費用等2,374万9,000円を計上しております。

5目普及指導費は、水洗化の普及促進として、経費129万5,000円を計上しております。

7目総係費については、公共汚水に人件費と事務経費等3,432万1,000円を、公共雨水と農集排につきましては、事務経費等としてそれぞれ16万1,000円と146万8,000円を計上しております。

9目減価償却費につきましては、これまでの事業によって形成されました資産の減価償却費を計上しております。公共汚水は1億8,397万8,000円、公共雨水は622万円、農集排は9,912万7,000円となっております。

2項営業外費用です。1目の支払利息及び企業債取扱諸費は、各事業の企業債支払利息等を計上しております。公共汚水は5,679万円、公共雨水は280万8,000円、農集排は2,061万円となっております。

2目は消費税及び地方消費税で、公共汚水で481万2,000円と農集排で110万円の費用を計上しております。

4項は予備費で、総額で50万円を計上しております。

30ページ、31ページをお開きください。資本的収入でございます。

3款1項は、6条企業債のところで説明いたしておりますので省略させていただきます。

2項他会計出資金については、公共汚水の企業債償還金に充てるもので、7,681万8,000円を計上しております。

3項国庫補助金は、公共雨水の排水路整備事業に充てるもので、2,000万円を計上しております。

7項負担金は、受益者負担金を見込むもので、公共汚水で34万3,000円、農集排で6万円を見込むものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。資本的支出です。

4款1項建設改良費は、資本として計上される工事等に充てるもので、公共汚水の私道対策としての污水管渠、公共汚水樹設置工事に充てるもので500万円を計上しております。公共雨水は排水路整備事業に充てるもので4,204万7,000円を計上しております。

3項企業債償還金は、各事業の企業債償還金、合計3億999万2,000円を計上しております。

6項は、各事業ごとの予備費で、合計で50万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） これより質疑に入りますが、一括質疑になります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号 平成30年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成30年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎延会について

○委員長（門田善則君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣告

○委員長（門田善則君） 本日は、これで延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午前11時48分

